

令和 5 年度温室効果ガス排出削減等指針検討委員会 設置趣旨（案）

1. 温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について

地球温暖化対策の推進に関する法律での規定により、事業者に対して以下の 2 つの努力義務が課されており、主務大臣は事業者がこれらの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（排出削減等指針。以下、「指針」という。）を公表とすることとされている（第 25 条）。

- ① 事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること（第 23 条）。
- ② 事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービス（日常生活用製品等）の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供（温室効果ガス排出量等の「見える化」）を行うよう努めること（第 24 条）。

このため、これまで①の産業部門（製造業）、業務部門、廃棄物部門、上水道・工業用水道部門、下水道部門における設備の選択・使用方法に係る指針、及び②の日常生活における排出削減への寄与に係る指針の策定を行ってきた。

一方、2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、2050 年カーボンニュートラルの実現が基本理念として法的に位置づけられ、指針についても以前の「温室効果ガス排出抑制等指針」から「温室効果ガス排出削減等指針」に改称された。

これに伴い、令和 3 年度より、「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」を設置し、指針の全般的な見直しに向けて御議論いただくとともに、事業者に対して新たな指針に沿った取組を促進するための情報提供・発信の在り方等について御議論いただいていた。

令和 3 年度には、指針の見直しに向けて、まず有効な削減対策等に関する基礎情報を収集し、最終的に「温室効果ガス排出削減の見直しに向けた基礎的な技術情報（ファクトリスト）」としてとりまとめて公表しており、指針はこのファクトリストに基づき、2023 年 3 月に全面的に改正された。

令和 4 年度には、ファクトリストを更新するとともに、指針・ファクトリストの内容を事業者等向けに分かりやすく解説した「温室効果ガス排出削減等指針に沿った取組のすすめ -脱炭素化に向けた取組実践ガイドブック（入門編）-」を作成した。

本年度は、引き続き「①ファクトリストの更新・拡充」、「②指針に沿った取組促進に向けた情報提供・発信の在り方、参考情報等の活用促進方策」等について、検討委員会において御議論いただくものとする。本検討委員会は、環境省地球環境局と関係省庁の協力の下、受託者が事務局を運営するものとする。

2. 主な検討事項

- ファクトリストの更新・拡充（リスト掲載済みの対策の定量情報等の拡充、リスト未掲載の新たな重要分野における基礎情報の収集等）
- 指針に沿った取組促進に向けた情報提供・発信の在り方、参考情報等の活用促進方策 等